2　施行期日等

(一)　その他関係政令について、所要の規定の整備等を行うこととした。（第二条～第四条関係）

(二)　所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

(三)　この政令は、原則として、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五三号）附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

◇航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（条約第六号）（外務省）

この協定は、日本国及びチェコ共和国がそれぞれ他方の締約国の指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであって、その概要は、次のとおりである。

1　協定に使用する用語の定義（第一条関係）
2　業務開設等の権利の相互許与（第二条関係）
3　業務開始のための手続及び条件（第三条関係）
4　指定航空企業等が享有する特権（第四条関係）
5　特定の場合における指定航空企業の特権の取消し、特権の行使の停止又は制限等（第五条関係）
6　空港その他の施設の使用料に関する最恵国待遇等（第六条関係）
7　指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除等（第七条関係）
8　両締約国の指定航空企業の業務運営に関する機会均等の原則（第八条関係）
9　指定航空企業が提供する業務に係る輸送力を決定するに当たっての基本原則（第九条関係）
10　運賃に関する原則及び手続（第一〇条関係）
11　一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国領域内において許される企業活動（第一一条関係）
12　一方の締約国の航空当局による自国の指定航空企業が運送する貨客に関する情報及び統計の他方の締約国の航空当局への提供（第一二条関係）
13　民間航空の保安のための措置（第一三条関係）
14　航空の安全を確保するための措置（第一四条関係）
15　協定の実施に関する航空当局間の協議（第一五条関係）
16　協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続（第一六条関係）
17　見出しが協定の解釈に及ぼす影響（第一七条関係）
18　協定、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正（第一八条関係）
19　航空運送に関する一般的な多数国間条約が発効した場合の協定の改正（第一九条関係）
20　協定の終了（第二〇条関係）
21　協定の登録（第二一条関係）
22　協定の発効要件（第二二条関係）
23　両締約国の指定航空企業が運営することができる路線（附属書Ⅰ関係）
24　第五条1及び2に規定する国（附属書Ⅱ関係）をそれぞれ具体的に定めている。

政　令

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十七号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十八号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十一条、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第一項、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項、第十五条第二項並びに第十七条の二第二項及び第三項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項第一号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「場合は、」の下に「次に掲げる場合（」を加え、「第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号」を「、第一号」に、「とする。」を「）とする。」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　専攻科を設置し、又は廃止しようとするとき。